

山梨県立中央病院北側職員第5駐車場等整備工事 仕様書

この特記仕様書は、地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院が発注する、北側職員第5駐車場等整備工事に適用するものであり、本特記仕様書に明記なき一般事項については、山梨県県土整備部土木工事共通仕様書によるものとする。

1、対象箇所

整備場所：山梨県甲府市富士見1丁目1724、1723、1720-1、1717-1
別紙「山梨県立中央病院北側職員第5駐車場等 整備平面図」参照

2、整備内容

本業務の実施に当たっては、仕様書、契約書、図面等に基づいて行うものとし、これらに明記なき事項、疑義が生じた時には監督員と協議しなければならない。

合計43台の駐車場を砂利舗装のうエトラロープにて区画し、整備を行う。

・旧住宅跡地

駐車場敷地面積 約1298.85m² 砂利舗装（碎石使用）

碎石：(150mm 194.82m³)

敷地内を整地し、近隣住宅間に目隠しフェンス及びメッシュフェンス、中央病院職員駐車場の看板設置。

・旧砂利舗装駐車場（北側道路側）

駐車場敷地面積 約193m² 砂利舗装（砂・砂利使用）

砂・砂利：(0.8m³)

敷地内を整地し、単管パイプ、トラロープにてバリケード、中央病院職員駐車場の看板設置。

別紙「山梨県立中央病院北側職員第5駐車場等 整備平面図」参照

3、駐車場整備にあたっての注意事項

- 1) 別紙「山梨県立中央病院北側職員第五駐車場等 整備平面図」に基づいて整備を行うこと。
- 2) 作業内容等の確認を十分に行い、事故を起こさないように細心の注意を払って行うこと。
- 3) 本業務に必要なものは、乙が用意すること。
- 4) 作業現場の整理整頓に努めること。
- 5) 作業にあたって必要となった軽微な材料などは、本契約に含まれるものとする。
- 6) 作業前には工事工程表の作成をすること。

4、暴力団排除

「山梨県暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、請負者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、各種許可書を確認し、その書類を提示すること。

5、保証期間

本業務における保証期間については、中央病院の取扱いに起因する損傷等の場合を除き、検収の日から12ヶ月とする。

6、その他

- 1) 作業が完了したときは、工事完了届、報告書を1部速やかに提出すること。
- 2) 乙は作業中の記録として適宜写真を撮影し、報告書に添付すること。
- 3) 作業時には必要に応じて養生、仮設等を行うこととする。
- 4) 作業により生じた発生品、その他残材等は乙が責任を持って処分すること。
- 5) その他これに定めていないものでも疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。